

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成27年6月29日（平成27年（行情）諮問第406号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第162号）

事件名：「日中関係の改善に向けた話し合い」に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『日中関係の改善に向けた話し合い』に関する決裁関連文書の全て。

* 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下に掲げる3文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書3 （貼り出し）日中関係の改善に向けた話し合いについて

文書4 「岸田大臣の中国訪問（日中関係：記者ブリーフ記録）」

文書5 「日中政府間の話し合いに関する文書」

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月6日付け情報公開第00549号により外務大臣（以下「外務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、本件対象文書が3件というのは少なすぎると思われるので、他にも文書が存在するものと思われる。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「『日中関係の改善に向けた話し合い』に関する決裁関連文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、法11条に基づく開示決定期限の延長を行い、相当の部

分として2文書を特定し開示の決定を行った後、3文書を特定し、1文書を開示、1文書を一部開示、1文書を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、文書3ないし文書5の3文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書4

ア 総番号等の電信情報は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理にかかる情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ国の安全が害されるおそれ、交渉上の不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

イ 電信情報以外の不開示部分は、報道関係者の氏名であり、これらは、個人に関する情報であって、個人の識別につながるものであるため、公表慣行のあるものを除き、法5条1号に基づき不開示とした。

(2) 文書5

同文書は、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「テーマの重要性を鑑みると、本件対象文書が3件というのは少なすぎると思われるので、他にも文書が存在するものと思われる」旨主張する。しかしながら、本件対象文書は、「日中関係の改善に向けた話合い」に関する「決裁関連文書」のうち、原処分において開示又は一部開示の決定を行った文書については個別に特定し、全てを不開示とすべき文書については全体を文書5として特定したものである。したがって、原処分で特定した文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しない。

(2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張する。この点、本件対象文書は、近年の日中関係が非常に厳しい状況にあるという認識の下、日中関係改善に向け日中両国政府間で静かな話合いを続けた結果として平成26年11月7年に公表したばかりの「日中関係改善に向けた話合い」に関する決裁関連文書である。

「日中関係の改善に向けた話合い」の公表に至る経緯に関しては、平成26年11月21日に閣議決定した主意書答弁書においても、「どちらが公表することを提案したかを含め、外交上の個別のやり取りについ

て、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい」としている（平成26年11月21日閣議決定衆議院議員井坂信彦君提出質問主意書に対する答弁書）。

このような経緯も踏まえ、上記3で示したとおり、対象文書ごとに内容を精査した上で適切に対応しており、原処分で不開示とした部分を開示することは妥当ではない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月13日 審議
- ④ 平成29年7月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書3ないし文書5の3文書である。

異議申立人は他の文書の特定及び原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「日中関係の改善に向けた話合い」の作成及び発出に関する文書は行政文書ファイルにまとめてつづられており、平成27年1月26日付けで、「日中関係の改善に向けた話合い」の和文及び英文（以下、併せて「当初決定文書」という。）を開示する決定を行うとともに、同年4月6日付けで、当初決定文書を公表する際に使用した貼り出し（記者発表資料（文書3））、貼り出しと同日に行った記者ブリーフの概要（文書4）並びに日中間の協議及び同協議を踏まえた政府部内の検討及び協議に関する文書の全て（文書5）を特定し、それぞれ全部開示、一部開示、不開示とする原処分を行ったものであるとのことであった。

- (2) 当審査会において、諮問庁から当初決定文書及び本件対象文書の提示

を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は諮問庁の上記（１）の説明のとおりであり、当初決定文書及び本件対象文書は「日中関係の改善に向けた話し合い」の作成及び発出に関する文書であると認められ、当初決定文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書及び当初決定文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（１）個人に関する情報について

文書４（１枚目ないし９枚目のいずれも本文）の不開示部分には、記者ブリーフに出席した報道関係者の氏名が記載されている。

当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないし八に該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

（２）外務省の電信システムに関する情報について

文書４（１枚目ないし９枚目のいずれも本文を除く。）の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）他国と協議した内容等について

文書５には、日中関係に関する中国との協議に係る情報及び同協議に当たって、政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は、文書５に該当する資料の件名及び件数を含め、これを公にすることにより、日中関係に関する中国との協議内容等が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号に該当するとして不開示とした

決定については、外務省において、本件対象文書及び当初決定文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久